

(仮称) 東京都社会の責任調達指針
(案)

東京都

用語の意味

用語	意味
工事・物品委託等	東京都が調達する工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等（電磁的方法により提供されるものを含む）。
受注者等	東京都が調達する工事・物品委託等の契約の相手方。
サプライチェーン	原材料の採取を含め、受注者等に供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（部品・材料供給者、下請け先、再委託先などを指す）。
調達関連事業者	受注者等及びそれらのサプライチェーン
調達過程	東京都との工事・物品委託等の契約履行にあたっての国内外における、原材料の採取、製造、制作、建設、流通、運営などのプロセス。
法令等	憲法、条約、法律、条例、政令、府省令、告示、規則、庁令、訓令、通達など、法律及び行政機関の命令。
デュー・ディリジェンス	企業の事業活動及びサプライチェーンなどの取引関係を通じた法令違反、人権侵害、環境汚染等の負の影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス。
苦情処理メカニズム	人権の侵害を受けた事例や環境への過度な負担が発生している事例など、本調達指針に反する様々な事例について通報を受け付け、その状況を把握し是正・改善するためのメカニズム。
バリューチェーン	製品やサービスの開発を含み、原材料採取、製造、流通、保管、サービスの提供、使用等を経て、廃棄やリサイクル等の処分に至るまでの製品やサービスのライフサイクル全体を指す。

オフセットスキーム	カーボンクレジットを用いた CO ₂ 相殺手法。カーボンクレジットは、ボイラーの更新や太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが存在しなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量の見通し（ベースライン排出量等）と実際の排出量等（プロジェクト排出量等）の差分について、MRV（モニタリング・レポーティング・検証）を経て、国や企業等の間で取引できるように認証されたものを指す。
インクルージョン	「包摂性」を意味し、多種多様な人々が差別やハラスメントを受けることなく、受け入れ合うこと。
女性のエンパワメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	性と生殖に関する健康と権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。
ディーセント・ワーク	働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事のこと。
ライフ・ワーク・バランス	仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の施行を受け、国等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達等の取組が進められている。東京都では、「まずは人生、生活を大切にすべきである」とする考え方に基づき、「ライフ・ワーク・バランス」と呼称している。
労働者等	正規・非正規等の雇用形態を問わず、また、フリーランスの作業従事者を含み、東京都へ工事・物品委託

	等を提供するにあたり何らかの作業に従事する労働者及び労働者以外の人。
外国人・移住労働者	サプライチェーン上の各拠点における当該国の国籍を有しない労働者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生等を含む）

構成（目次）

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 東京都の責務
4. 調達指針が求める水準の考え方
5. 持続可能性に関する基準
6. 担保方法

1. 趣旨

都は、「未来の東京」戦略（2021 年 3 月）において、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目線の取組を、都庁から世界に広げ、持続可能な社会に貢献することを掲げている。

各推進プロジェクトとSDGsの各ゴールの関係を明らかにした同戦略に基づき、SDGsの三側面である経済・社会・環境の視点から都政の課題に統合的に取り組んでいるところである。

こうした中、都は、同戦略を踏まえ、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じて、都の調達に留まらず、企業の調達においても、環境・人権・労働の各分野での望ましい慣行を敷衍させ、持続可能な社会に貢献することを都の社会的責任と捉え、これを果たすための指針「東京都社会的責任調達指針」（以下「調達指針」という。）を有識者からの意見を踏まえて策定した。

この調達指針においては、上記目的の下、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「国連グローバル・コンパクト」、「パリ協定」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」、「世界人権宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 中核的労働基準を含む）」、「OECD 多国籍企業行動指針」など）を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた、持続可能な社会の実現に向けて実行可能で最良の調達を実現するための基準や運用方法等を定める。

2. 適用範囲

本指針は、都（公営企業局を除く。以下同じ）が行う調達の全てを対象とする（ただし、適用にあたっては経過措置を設けることとし、具体的な措置の内容については、別途定めることとする）。都は、受注者等に対し、工事や物品調達、事務事業の委託等の製造・流通・履行等に関して、調達指針を遵守することを求める。また、都は、受注者等に対し、それらのサプライチェーンにも調達指針を遵守するように働きかけることを求める。

調達指針の遵守やサプライチェーンへの働きかけの方法については、「6. 担保方法」

に規定する方法に従うものとする。

3. 東京都の責務

都は、本調達指針の遵守を、都の調達に参加する受注者等及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進する。あわせて、持続可能な社会の実現に向け、本調達指針と同様の取組が拡大し、社会を構成する多様な組織において持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていく。

4. 調達指針が求める水準の考え方

都が行う調達においては、納税者の負担による調達であるという前提のもと、地方自治法に基づく公正性、透明性、経済性の確保を原則とした制度を構築している。

（公共調達の原則）

＜公正性＞契約の相手方の選定手続きが公正であること

＜透明性＞契約の手続き・結果が公表され、説明責任を十分に果たすこと

＜経済性＞最小の経費で最大の効果を求め、最も有利な条件で調達すること

また、公共調達においては、官公需法・中小企業基本法等に基づき、調達における中小企業の受注機会の増大を図ることとされており、都の契約においても中小企業が受注者等の大半を占めている。調達指針に定める基準等については、持続可能性の確保に十分留意しながらも、こうした公共調達としての特徴を踏まえ、社会動向に応じた適切な水準を設定し、定期的な見直しを実施していく。

5. 持続可能性に関する基準

東京都は、工事・物品委託等の調達過程において、調達関連事業者を求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。

(凡例)

義務：義務的事項

推奨：推奨的事項

(1) 全般

1. 1 法令遵守

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重しなければならない。義務

国際規範と各国の法令等が適合していない又は相反する場合には、各国の法令等を遵守しつつ、国際規範を尊重する方法を追求するものとする。

1. 2 通報者に対する報復行為の禁止

調達関連事業者は、法令違反や調達指針違反等の行為に関する通報をした者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。義務

1. 3 工事・物品委託等における適正な履行

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、税金を原資とする公共調達としての趣旨を踏まえ、都民生活及び都民福祉の向上に資する公正な事業運営に最大限努める。義務

1. 4 持続可能性確保に向けた受注者等の責任

受注者等は、工事・物品委託等の調達過程において、人権侵害行為への加担及び環境への過度な負担を避けるため、人権尊重及び環境保護に関する自社の方針を明確化し公表すべきである。

さらに上記の活動または関係者の活動から生じる実際のもしくは潜在的な負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくため、定期的なデュー・ディリジェンスを行うべきである。推奨

加えて負の影響について特定し、是正するための仕組みとして苦情処理メカニズムを備えるべきである。

(2) 環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、東京都の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく調達を原則とし、環境

負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等）に定める水準を満たす工事・物品委託等を求めることとする。

また、工事・物品委託等そのものの性能についてだけでなく、その調達過程を含むライフサイクルを通じたバリューチェーン全体においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。

2. 1 排出する温室効果ガスの削減

調達関連事業者は、脱炭素社会へ向け、自社の直接的、間接的及びサプライチェーンの温室効果ガス排出量を特定し、温室効果ガス排出量を削減するための措置を実施すべきである。

推奨

さらには、気候変動が自社の事業に与えるリスクと機会を特定し、既存または予想される影響に対応するための措置を実施すべきである。

2. 2 省エネルギーの推進

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入、エネルギー効率の良い製品及びサービスの開発、ゼロエミッション車の活用等が挙げられる。

推奨

2. 3 低炭素・脱炭素エネルギーの利用

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に関して、CO₂排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーなど温室効果ガス排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することや、水素を燃料等に活用することが挙げられる。

推奨

また、再生可能エネルギーの利用に際しては、低環境負荷に加え、持続可能性、追加性、地域貢献等の観点を踏まえて利用を行うことが望ましい。

2. 4 その他の方法による温室効果ガスの削減

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセットスキームの活用等が挙げられる。

推奨

2. 5 バリューチェーン全体を通じた温室効果ガスの低減に寄与する原材料等の利用

推奨

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、バリューチェーン全体を通して排出される温室効果ガスの低減に寄与する原材料や部品、燃料をLCA（ライフサイクルアセスメント）の観点から選択して利用すべきである。その例として、低炭素型コンクリートやリサイクル鋼材などの低炭素型原材料の使用等が挙げられる。

2. 6 持続可能な資源利用の推進

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、持続可能な再生品や再生可能資源を含む原材料を積極的に利用するとともに、原材料を効率的に利用し、製品の長寿命化を図ること等により、廃棄物の発生抑制に取り組み、再使用・再生利用を徹底した上で、なお残る廃棄物の適正な処理を確保するべきである（3R+Renewable）。

加えて、調達関連事業者は、調達する物品等について、汎用品の活用や解体・分離・分解の容易な構造の採用等により、使用後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。

その上で、調達関連事業者は、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けて、中長期的な視点から資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用することに取り組むべきである。

推奨

2. 7 容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。

また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装等を使用すべきである。

推奨

2. 8 プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減

調達関連事業者は、2.6の「持続可能な資源利用の推進」を踏まえ、工事・物品委託等の調達過程において、廃プラスチックの発生抑制とリユース、リサイクルを促進すべきである。ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の不必要な使用・廃棄の抑制やプラスチック製品の使用を抑制し、代替可能性が見込まれる場合には、その機能性を保持・向上した再生材や紙・バイオプラスチック等の、資源の持続可能性に配慮した再生可能資源への適切な代替を促進すべきである。

推奨

2. 9 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理

義務

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。

また、調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

推奨

2. 10 資源保全に配慮した原材料の採取

調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。

義務

また、調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取組の普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

推奨

2. 11 生物多様性の保全

調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。

義務

また、調達関連事業者は、原材料の採取・栽培時を含む工事・物品委託等の調達過程において、生物多様性及び生態系サービスに対する潜在的な悪影響を特定し、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

推奨

2. 12 持続可能な水の利用

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、水を保全し、水の使用を削減、節水する為の措置を実施し、可能な限り水を再利用すべきである。

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、サプライチェーンにおける拠点のうち水の調達量または使用量の多い拠点について、将来における水リスクの特定及びその公開を実施することが望ましい。特に高い水リスクを有する拠点については、水の適切な利用管理に関する戦略を策定し、水資源のステークホルダーと協力しながら取組を実施することが望ましい。

推奨

(3) 人権

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続

けることが重要である。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを明らかにしており、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。

3. 1 国際的人権基準の遵守・尊重

調達関連事業者は、工事・物品委託等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。

義務

3. 2 差別・ハラスメントの禁止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、人種、民族、国籍、宗教、信条、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分、門地、文化、年齢等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

義務

3. 3 先住民及び地域住民等の権利侵害の禁止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、先住民及び地域住民等の権利を尊重しなければならない。事前の十分な情報提供に基づく、自由意志による合意に関する権利を尊重し、先住民及び地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。

義務

3. 4 女性の権利尊重

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育業（育児休業）の充実等に取り組むべきである。

推奨

3. 5 障害者の権利尊重

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、障害者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援すべきである。

支援においては、障害者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化等のハード面でのバリアフリー化に加え、障害者への理解促進といったソフト面でのバリアフリー化を促進し、障害者支援施設の自主製品等の使用等に取り組むべきで

推奨

ある。

また、製品・サービスの提供の際には障害者の利便性や安全性の確保等に取り組むべきである。

3. 6 こどもの権利尊重

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、こどもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、こども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保やこどもを世話する親・保護者への支援等に取り組むべきである。

推奨

3. 7 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、社会においてこれらの人々への理解が促進され、平等な経済的・社会的権利を享受できるようハード・ソフト両方の観点から適切な支援に取り組むべきである。

推奨

（4）労働

労働は、調達過程の各段階に関係するものであり、国内外で強制労働、児童労働、長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、東京都は、ディーセント・ワークの実現に向けて、適正な労務管理と労働環境の確保を求めている。

また、社会の成長の源泉は「人」であることから、誰もが個性を生かし、力を発揮できる社会の実現にあたり、ライフ・ワーク・バランスの推進や人材育成機会の拡充等が必要である。

4. 1 国際的労働基準の遵守・尊重

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、労働に関する国際的な基準（特に ILO の提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO 中核的労働基準を含む））を遵守・尊重しなければならない。

義務

4. 2 結社の自由、団体交渉権

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者に対して、妨害、差別、報復、ハラスメントを受けることなく、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

義務

また、求めに応じて、交渉を有意義なものとするための真正かつ公平な情報を提供すべきである。

推奨

4. 3 強制労働の禁止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、不当な身体的又は精神的拘束による、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

義務

4. 4 児童労働の禁止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。児童労働を発見した場合、緊急にこれを禁止・撤廃すべく即時かつ実効的な措置をとらなくてはならない。

義務

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、18 歳未満の若い労働者が雇用される場合には、健康や安全が損なわれる可能性のある危険な業務への従事及び時間外労働や深夜労働を要求してはならない。

4. 5 雇用及び職業における差別の禁止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者について、人種、民族、国籍、宗教、信条、性別、性的指向・性自認、障害の有無、社会的身分、門地、文化、年齢等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。

義務

4. 6 賃金

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金額以上の賃金及び適切な手当を支払わなければならない。

義務

調達関連事業者は、労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金・報酬の支払いに努めるべきである。

推奨

4. 7 長時間労働の禁止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。

義務

また、調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、労働者の労

推奨

働時間を適切に管理すべきである。

4. 8 職場の安全・衛生

調達関連事業者は、安全衛生に関する法令等に基づき必要な許認可をすべて取得し、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルス対策を含め、工事・物品委託等の調達過程に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。

義務

また、調達関連事業者は、労働者のライフ・ワーク・バランスの実現に資する労働環境の整備に取り組むべきである。具体的にはテレワークやフレックスタイムの導入、男女問わない育業（育児休業）の取得推進等が挙げられる。

推奨

4. 9 外国人・移住労働者

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において働く外国人・移住労働者に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、離職、転職、送出し国への帰還の自由や私生活の自由を尊重しなければならない。

義務

また、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。

調達関連事業者は、外国人・移住労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人・移住労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人・移住労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認しなければならない。

推奨

このほか、調達関連事業者は、適切な住環境への配慮、外国人・移住労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある関係機関との連携にも取り組むべきである。

4. 10 職場における暴力とハラスメントの防止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、労働者の個人としての尊厳と人格権を尊重し、職場におけるあらゆる形態の暴力とハラスメントを容認してはならない。

義務

また、これを防止するための適切な措置をとらなければならない。

4. 11 職場における人材育成・研修の提供

推奨

調達関連事業者は、労働者に対し、職業経験のすべての段階において、能力開発、訓練及び実習の機会を享受できるように取り組むことが望ましい。

4. 1 2 就労に困難を抱える者の雇用の促進

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、就労を希望しながら、心身の障害をはじめ社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者の雇用の促進に取り組むべきである。

推奨

(5) 経済

近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。

また、持続可能性は環境、社会、経済という 3 本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの 3 つが調和することが期待されている。

特に、都内経済の基盤を形成する中小事業者が、東京都の調達に積極的に参加することは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて国際競争力を高め、都内経済の持続的成長に貢献する。

また、地域生産・地域消費や地域内経済循環を推進することは、温室効果ガスの低減につながり、気候変動問題の解決に資する。

このため、東京都は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

5. 1 腐敗の防止

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、贈賄等の腐敗行為に関わってはならない。

義務

5. 2 公正な取引慣行

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、独占禁止法や下請法等の取引に関する関係法令等を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。

義務

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、サプライチェーンにおける下請構造を可視化し適切に管理すべきである。

推奨

5. 3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

調達関連事業者は、工事・物品委託等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

義務

5. 4 知的財産権の保護

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。

義務

5. 5 責任あるマーケティング

調達関連事業者は、工事・物品委託等のマーケティングにおいて、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当表示を行ってはならない。

義務

また、調達関連事業者は、工事・物品委託等のマーケティングにおいて、差別的又は誤解を与える広告を回避し、こどもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

推奨

5. 6 情報の適切な管理

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。

義務

また、調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。

推奨

5. 7 情報の記録と開示

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程において、記録、物証、証言の偽造並びに改ざん及び隠蔽その他これらに類する倫理に反する行為を行ってはならない。

義務

また、工事・物品委託等の調達過程に関する情報は、適用される規制と一般的な業務慣行に従うのみならず、事後的な、事業の実施・履行内容の検証等にも耐えるよう、正しく記録し、必要により都の求めに応じて開示しなければならない。

5. 8 地域経済の活性化

調達関連事業者は、工事・物品委託等の調達過程における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、地域の持続可能な活性化に取り組む中小事業者の受注機会の確保や持続可能性を踏まえて生産された商品の利用に努めるべきである。

推奨

る。

ただし、WTO 政府調達協定の対象となる調達においては、同協定の趣旨を踏まえ、調達関連事業者は可能な範囲で地域経済活性化に取り組むことが望ましい。

6. 担保方法

受注者等の取組

資格取得前の取組

(1) 調達指針の理解

受注者等となることを希望する者は、東京都が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、事前に調達指針の内容を確認しなければならない。

(2) 取組状況の開示・説明

受注者等となることを希望する者は、東京都競争入札参加資格審査申請時において、サプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達指針の遵守に向けた取組状況（取り組むことを予定しているものを含む）について、チェックリストにより開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、受注者等は、取組状況について、東京都の求めに応じて開示・説明しなければならない。さらに取組状況について、各種プロセスや負の影響への対処等を定期的の開示することが望ましい。

契約締結前の取組

(3) 事前のコミットメント

受注者等は、東京都との契約に際して、誓約書を提出して、調達指針の遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

契約締結前後の取組

(4) 調達指針の遵守体制整備

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、PDCA サイクルの下、適切な内部統制システムを構築・運用し、調達指針を遵守するための社内体制を整備すべきである。具体的には、経営トップのコミットメント、方針・規程の策定、組織体制の整備、情報伝達ルートの確保、研修・教育、監査・モニタリングの実施等が挙げられる。

(5) 伝達

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、調達指針の内容を自らの事業の関係する役職員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。なお、調達指針の内容を伝達する際は、伝達を受ける利害関係者が理解しやすい方法で伝達するべく努めるべきである。

(6) サプライチェーンに対する調査・働きかけ

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、調達指針を遵守した工事・物品委託等の調達過程となるように、サプライチェーンに対して調達指針又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めた上で、サプライチェーンに対する調査や働きかけを可能な限り行うべきである。このような調査や働きかけにあたっては、国際規範において要請する「デュー・ディリジェンス」のプロセスをもって調査や働きかけを行うべきである。特に、サプライチェーンにおいて生じた人権・環境等の持続可能性に与える負の影響（持続可能性リスク）が発生した場合においては、その及ぼす負の影響に応じて自らの責任で対応すべきである。

受注者等は、サプライチェーンに対する調査や働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達指針の遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。

受注者等は、サプライチェーンとの間の契約において、サプライチェーンに対する調査・働きかけやコミュニケーションを確実にするために必要な内容を仕様書等に記載すべきである。

(7) 取組状況の記録化

受注者等は、東京都との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達指針の遵守に向けた取組状況を、東京都の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化し保管すべきである。

受注者等は、特に調達する物品等を製造（組立・仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、東京都の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、東京都の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を整備すべきである。

東京都の取組

(8) 通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）

東京都は、調達指針の不遵守に関する通報（調達指針の不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもので、サプライチェーンにおけるものを含む。以下、単に「通報」という。）を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置する。

東京都は、通報を受けた場合、当該通報の対象となっている調達関連事業者に対して事実確認を求め、調達指針の不遵守又はその疑いがあると認められる場合等には、調達関連事業者と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションの促進等を図ることも含め、それらが解決するよう必要な対応を行う。

東京都は、通報受付窓口の適正な運用を図るため、受け付けた通報への対応について、事後的に確認し、実効性の確保に向けた助言等を行う第三者で構成される会議体を設置する。

受注者等は、東京都による通報受付対応に協力して対応しなければならない。

（９）遵守状況の確認・モニタリング

東京都は、受注者等から（２）により提出されたチェックリストや、（８）により受け付けた通報の内容を踏まえ、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、調達関連事業者の調達指針の遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

受注者等は、東京都からの確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、東京都は、受注者等に対し、東京都の指定する第三者による監査の受け入れを求めることがある。

受注者等は、東京都がサプライチェーンにおける調達指針の遵守状況を確認・モニタリングし、又は監査の受け入れを求める場合は、これに協力して対応しなければならない。

（１０）改善措置

東京都は、受注者等に調達指針の不遵守があることが判明した場合、当該受注者等に対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。

この場合、受注者等は、当該期間内に改善計画書を提出した上で、東京都から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を東京都に報告しなければならない。

サプライチェーンにおける調達指針の不遵守が判明した場合、受注者等は、東京都の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力するとともに、不遵守の是正に努めなければならない。

東京都は、受注者等が調達指針の重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。ただし、受

注者等のサプライチェーンにおける調達指針の不遵守に関しては、受注者等が本調達指針の規定及び東京都の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。